平成２１年（フ）第２０号
福岡県北九州市小倉南区徳力団地82番504号、申立時の住所熊本県天草市本渡町広瀬1400番地１
破産者　窪﨑　一春
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部
平成２１年（フ）第１８号
大分県豊後大野市三重町小坂3807番地33
破産者　橋本　隆昭
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部
平成２１年（フ）第１９号
大分県竹田市久住町大字有氏2266番地、住民票上の住所大分県豊後大野市朝地町坪泉1067番地
破産者　和田　由美
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部
平成２１年（フ）第１０５号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3617番地25
破産者　力武加津代
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２１年（フ）第４８号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7980番地９
破産者　徳永　絹子（旧姓田ノ上）
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２１年（フ）第８８号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目15番８号
破産者　下園　豊子（旧姓馬場）
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２１年（フ）第９１号
鹿児島県鹿屋市王子町3928番地18
破産者　山下　利和
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２１年（フ）第９２号
鹿児島県鹿屋市王子町3928番地18
破産者　山下　純子（旧姓山元）
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２１年（フ）第３１号
沖縄県国頭郡今帰仁村字呉我山451番地１
破産者　伊良波和子
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部
平成２１年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添2924番地10
市営平良宮原団地Ａ―203
破産者　川満ルミ子
１　決定年月日　平成21年９月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

更生計画認可

平成２１年（ミ）第１号
東京都中央区日本橋室町１丁目８番６号、登記上の本店東京都千代田区内神田３丁目２番８号
更生会社　株式会社クリード
１　決定年月日　平成21年８月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画案立案までの経緯
第１節　会社の沿革・事業内容等（省略）
第２節　更生手続開始申立てに至る経緯（省略）
第３節　更生手続開始申立てから開始決定までの経緯（省略）
第４節　更生手続開始後の経緯（省略）
第５節　会社の経営の状況（省略）
第２章　更生計画の概要
第１節　更生計画の基本方針（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済及び納付方法
第１節　通則
１　弁済の場所等
本更生計画による弁済は、会社の事実上の本店（東京都中央区日本橋室町１―８―６室町一丁目ビル）において行う。本店が移転した場合は、移転した本店において行う。但し、更生債権者等が預金口座を指定しその口座への振込みを求めた場合には、会社の振込手数料負担において、当該更生債権者等の指定する口座に振り込む方法で行う。
２　放棄又は取下の取扱い
更生債権等の一部の放棄又は取下があったときは、放棄又は取下後の債権額について本章の定めを適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。
３　譲渡債権等の取扱い
確定した更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡又は一部移転の場合における債務の免除は、新旧債権者双方がその債権額に按分して負担する。
４　免除の効力発生日
本更生計画に特段の定めがない限り、免除の効力は、更生計画認可決定日に生ずる。
５　端数の処理
本章記載の基準による更生債権者等への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り捨てとし、免除額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げとする。
６　弁済充当の順序
弁済する更生債権等の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、本更生計画に特段の定めがない限り、損害金、利息、元本の順とし、いずれの場合も同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。
７　外貨建債権の取扱い
外貨建債権については、更生手続開始決定日のレートとして以下に記載されたレートにより円貨に換算したうえで、本更生計画の定めを適用し、円貨で弁済を行う。
１ドル　89.30円
１豪ドル　57.97円
１ユーロ　115.53円
第２節　更生担保権
第１　不動産等にかかる更生担保権
１　確定更生担保権（不動産等）
確定更生担保権（但し、管財人による認否額であり、別表12のとおり更生担保権査定の申立てがなされている。）は総額12,091,882,548円である。詳細については、別表５、５－１ないし３のとおりである。
２　権利の変更及び弁済の方法
⑴　弁済時期等
①　いずれも後記⑵の方法により担保不動産等を売却する。
②　後記⑶の方法により計算した「担保弁済額」が、別表５の「確定更生担保権額」欄記載の金額以下であった場合、「担保弁済額」を担保不動産等の売却代金全額の受領後１か月以内に弁済する。
③　上記②の不足額（別表５の「確定更生担保権額」欄記載の金額から「担保弁済額」を控除した額をいう。以下同じ。）は、一般更生債権に準じて扱うものとする。この場合、当該更生担保権者が他に一般更生債権を有していたときは、その金額と不足額にかかる一般更生債権を合算して本章第４節の定めを適用する。かかる権利変更により追加して債務免除を受ける時点は、不足額のうち92％については「担保弁済額」の弁済の時とし、その余は本章第４節に定める第２回弁済時とする。
④　後記⑶の方法により計算した「担保弁済額」が別表５の「確定更生担保権額」欄記載の金額を超えた場合、後記⑤の条件のもとで「担保弁済額」を担保不動産等の売却代金全額の受領後１か月以内に弁済する。